

●香川県告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年香川県告示第311号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 施行者の名称
高松市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高松広域都市計画道路事業 3・3・107 木太鬼無線 3・3・109 福岡三谷線
- 3 事業施行期間
平成24年6月29日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし